

(平成 28 年 4 月 1 日 改訂版)

## セキュリティーマネー加盟店利用約款

加盟店申込希望者は、「セキュリティーマネー加盟店利用約款」（以下、「本約款」という）を承諾の上、グレートインフォメーション株式会社（以下、「当社」という）が指定する代理店を経由し、当社に対して登録申請を行うものとする。かかる登録申請に対し、当社が承諾することにより、本約款および登録申請書の記載事項を内容とする加盟店契約（以下、「本契約」という）が成立する。なお、セキュリティーマネーおよびセキュリティーマネー・ゴールド（本契約書では、両者を総称し「セキュリティーマネー」という。狭義のセキュリティーマネーを意味する場合には、狭義の意味であることを記載する。）のいずれか一方のみの登録申請を行なうことはできず、登録申請に対し、当社が承諾することにより、セキュリティーマネー（狭義）およびセキュリティーマネー・ゴールドの双方を対象とした本契約が成立するものとする。

### 第 1 条（定義）

本約款における各種の用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

#### ① セキュリティーマネーシステム

利用者が加盟店から商品等の購入または提供を受ける際、加盟店に対して支払うべき商品等の代金を、当社が発行する 16 桁のプリペイド番号を用いることにより、加盟店に代わって利用者より商品等の代金の徴収を代行する電子決済システムをいう。

#### ② セキュリティーマネー

セキュリティーマネーシステムを利用することにより、利用者に発行される電子的な金額価値であり、利用者が加盟店から商品等を購入する際の対価の支払いを当社に請求できる権利を表章するものをいう。販売店等にて、セキュリティーマネー（狭義）として販売されたものをセキュリティーマネー（狭義）といい、セキュリティーマネー・ゴールドとして販売されたものをセキュリティーマネー・ゴールドという。

#### ③ 代理店

セキュリティーマネーの取扱いに関し、新たな加盟店を募集するとともに、当社を代理して、当社よりその加盟店を統括する権限を付与されている当社と代理店契約を締結した事業者をいう。

#### ④ 加盟店

本契約を当社と締結し、セキュリティーマネーシステムを利用することにより、利用者に商品等の販売または提供を行うことができる事業者をいう。

#### ⑤ 利用者

セキュリティーマネーのプリペイド番号を購入または所持している者をいう。

#### ⑥ 商品等

ウェブサイト上で、セキュリティーマネーを決済手段として利用することにより、販売または提供される一切の商品およびサービスをいう。

⑦ 管理用 web

セキュリティーマネーに関する取引を管理するためのツールのことをいう。

⑧ ポイント

セキュリティーマネーの価値を示す評価単位をいう。利用者が販売店等でプリペイド番号を購入する際、セキュリティーマネーの1ポイントは1円に換算される。

⑨ 決済金額

毎月末日を締切日とし、その期間内に加盟店で利用者が使用したセキュリティーマネーの合計金額から、利用者への返金額を差引いた金額をいう。

⑩ 決済手数料

加盟店が当社に対して支払う、加盟店が販売または提供する商品等の決済に必要な費用をいう。なお、決済手数料には別途消費税がかかるものとする。

⑪ 利用代金

決済金額から、決済手数料およびそれにかかる消費税を差引いた金額をいう。

## 第2条（加盟審査）

当社は、登録申請された商品等の内容、業法に基づく届出状況その他加盟店に関する一切の事情に基づき、加盟審査を行い適切と認められるものについて登録を行なうものとする。

## 第3条（品質等の保証）

加盟店は、以下の各号に該当する商品等をセキュリティーマネーシステムの利用により利用者に販売または提供してはならないものとする。

- ① 第三者の特許権、著作権その他の知的所有権を侵害する商品等
- ② その機能または品質に瑕疵のある商品等
- ③ わいせつ、売春、暴力、残虐に関する商品その他公序良俗に反する商品等
- ④ 第三者の権利を侵害する商品等
- ⑤ 第三者を誹謗し、中傷または差別する内容の商品等
- ⑥ 第4条第3号に基づき申請された内容と異なる商品等
- ⑦ 有害なプログラムを含む商品等
- ⑧ 公職選挙法に違反する商品等
- ⑨ 第三者の通信の秘密またはプライバシーを侵害する商品等

- ⑩ 偽造、虚偽または詐欺行為に係る商品等
  - ⑪ 上記のほか法令に違反したまたは違反するおそれのある商品等
  - ⑫ 社会通念上ふさわしくない商品や公序良俗に反する商品等
  - ⑬ 著しく品位を損なう商品等
  - ⑭ その他、加盟店による販売または提供を認めることが適当でないと当社が判断する商品等
- 2 加盟店は、セキュリティーマネーが利用できるウェブサイト上等において、違法な行為その他利用者に著しい不利益を生じさせる行為が行なわれないように、善良な管理者の注意の下に管理しなければならないものとする。
- 3 第1項、第2項に違反する行為、内容が認められた場合には、当社は一時的に加盟店の資格を停止し、もしくは改善の余地がない場合には登録を拒否するものとし、既に登録が行なわれているものについては15条に基づき本契約を解除できるものとする。

#### 第4条（加盟店の義務）

加盟店は、以下の各号に定める義務を負うものとする。

- ① セキュリティーマネーシステムの利用にあたり関連諸法規を遵守するものとし、他者の信用、名誉を毀損することのないよう努めるものとする。
- ② 当社に対し、所定の加盟費用および決済手数料を支払う義務を負うものとする。
- ③ 代理店を通じて当社所定の方法により加盟店登録申請を行い、かかる登録に必要な書類等を届け出るものとする。また、商品等の登録申請を行う場合には、当該商品等が第3条第1項の各号に該当していないか確認した上で、当社に対し、当社所定の方法により代理店を通じて当該商品等の登録申請を行うものとする。なお、登録後、商品等の内容を変更する場合には、同様に第3条第1項の各号に該当していないか確認した上で、登録変更申請を行うものとする。
- ④ 当社が別途定めるセキュリティーマネーの取扱いを行うことを証するマークを、加盟店の店頭、ウェブサイト上等に掲示し、セキュリティーマネーを利用しての決済が可能であることを表示するものとする。
- ⑤ セキュリティーマネーを利用して、利用者に販売または提供した商品等に関し、利用者との間で商品等の瑕疵、数量不足等その他紛争、商品等に関するその他の苦情またはアフターサービスについては、加盟店が自己の費用と責任をもって対処し、当社はかかる紛争等については、一切責任を負わないものとする。加盟店に起因する行為等により当社が係争等に対応する必要が生じたときは、当該対応にかかる弁護士費用お

よび一切の訴訟費用等について加盟店がこれを負担するものとする。なお、加盟店は、セキュリティーマネーの利用者からの問い合わせ等に対応するために、第7条に定めるカスタマーセンターを設置、運営するものとする。

- ⑥ 当社から貸与された管理用 web の ID 等につき、本契約の目的の範囲内でのみ利用するものとし、当社の書面による許可無く第三者に開示してはならない。
- ⑦ セキュリティーマネーの取扱いに関する業務の運営上必要な、当社および利用者の情報等を、責任をもって管理し不正使用等を防止する責任を負うものとする。
- ⑧ その他、当社および代理店よりセキュリティーマネーの運営に関して依頼された加盟店活動に関する業務を信義誠実の原則に則り、可能な範囲で行うものとする。

#### 第5条（セキュリティーマネーによる決済）

当社は、加盟店の運営するウェブサイト上等において、利用者からセキュリティーマネーにより商品等の購入または提供がなされた場合には、当該利用者が所有するセキュリティーマネーのポイントから当該商品等の購入または提供にかかるポイントの減算処理を行う。ただし、利用者のセキュリティーマネーの所有ポイントが、商品等の代金総額に満たない場合や有効期限が切れている場合等には、当社は、利用者のセキュリティーマネーによる決済を拒否することができるものとする。

- 2 加盟店は、セキュリティーマネーによる商品等の販売または提供において他決済手段と大幅に異なる代金額を請求する等、セキュリティーマネーによる決済が著しく不利となる取扱いをしてはならないものとする。

#### 第6条（商品等の返品）

加盟店は、前条第1項の処理後、加盟店と利用者との間でセキュリティーマネーによる商品等の販売または提供に無効、取消し等が生じ、セキュリティーマネーにより支払われた利用料金について清算の必要が生じた場合には、当該利用者に対し、当該商品等の購入にかかったセキュリティーマネーのポイントを返還する。この場合において、当該利用者がそれ以外の方法による解決を希望した場合は、加盟店は自己の費用と責任において解決し、当社は一切関与しないものとする。

#### 第7条（カスタマーセンター）

加盟店は、利用者からの苦情、アフターサービス、その他問い合わせ等に対応するために以下の各号の条件を満たすカスタマーセンターを加盟店の費用と責任をもって設置、運営を

行うものとする。

- ① 原則として24時間対応とする。
- ② 専用の電話回線あるいは電子メールアドレス（以下、「連絡先」という）を用意し、担当責任者を置いて運営する。

2 前項第2号に定める連絡先は、加盟店がセキュリティーマネーを利用して販売または提供される商品等の取扱い店舗およびウェブサイト上等に、常に閲覧が可能な状態で、かつ利用者が見やすいように表示するものとする。

## 第8条（利用代金の支払い）

利用代金は、以下の各号に基づき当社から加盟店に支払われるものとする。

- ① 加盟店が毎月末日を締切日とし、管理用 web にて、当月分の加盟店における決済金額、入金金額等のデータを確認し、締切日の翌月の20日（以下、「確定日」という）までに代理店を通じて当社に異議の申立てをしない場合には、当社は、加盟店が管理用 web 上のデータにて確定することを承認したものとみなす。なお、当社は、当該商品等の販売または提供した履歴を管理用 web により確認できる環境を加盟店に対し、整えるものとする。
- ② 当社は、確定された内容に基づき、別途規定する支払日に加盟店登録申請書に記載された指定の口座に現金で送金するものとする。なお、送金にかかる手数料は加盟店の負担とし、送金額が千円を下回る場合は、次月精算を原則とする。また、支払日が金融機関の休業日に該当する場合は、当社は翌営業日に当該支払いを行う。
- ③ 登録申請書にて指定した銀行口座に変更がある場合は、第10条に基づき通知するものとする。原則として、当社への通知の到達が確定日以降となった場合には、当社が指定する支払日以降の送金となることを加盟店は予め承諾するものとする。

## 第9条（保守点検および終了等）

当社は、セキュリティーマネーシステムおよび管理用 web に関し、その稼動状態を良好に保つため、また、その利便性を向上させるために保守点検および改修作業（以下、「保守点検等」という）を行うことができるものとする。この場合、加盟店は当該保守点検等に関してあらゆる協力を行うものとする。

2 当社は、停電、自然災害、法令の改廃制定、公的機関の命令処分、通信回線の不全、混雑または休止、その他やむを得ない事由により、セキュリティーマネーシステムを全面的にまたは部分的に終了、中止、停止することができる。当社はかかる終了、中止、停止に関し、

加盟店に対し、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、何ら責任を負わないものとする。

- 3 第1項および前項に定める事項に関し、当社は、事前に代理店を通じて加盟店に対しウェブサイト等において通知するとともに、セキュリティーマネーのウェブサイト上において利用者に通知するものとする。また、加盟店は利用者に対して、自らのウェブサイト上等において事前に告知するものとする。ただし、緊急時はこの限りではないものとする。

#### 第10条（届出事項の変更）

加盟店は、その商号、本店所在地、代表者、電話番号、電子メールアドレス、銀行口座等、本契約の履行に影響を与える変更が生じた場合には、当該変更について遅滞なく代理店を通じて書面にて当社に通知するものとする。

- 2 加盟店が前項の届出を怠ったことにより、当社または代理店からの通知または送付書類等が延着または到達しなかった場合でも、当社および代理店が通常到達すべき時に到達したものとみなすことを加盟店は予め異議なく承諾するものとする。

#### 第11条（守秘義務および個人情報保護に関する取扱い）

当社および加盟店は、本契約締結の検討、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上、技術上の秘密を守るものとする。

- 2 加盟店が、業務の処理を第三者に対して委託することにより、当該第三者が互いの秘密事項に接することになるときは、当該第三者に対して本条と同様の守秘義務を課すと共にこれを遵守させるものとし、かつ当該第三者の行為に関し、加盟店が責任を負うものとする。
- 3 当社および加盟店は、セキュリティーマネーの運用にあたって取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、その他の関連法令に準拠して適切に保護するものとする。
- 4 当社は、裁判所、弁護士会、警察、消費者センターなどの公的機関からの照会に対し本条にかかわらず、回答に必要な加盟店の情報を開示することができるものとする。

#### 第12条（譲渡の禁止）

加盟店は、本契約に基づく契約上の地位および債権債務を第三者に譲渡、質入れ、その他担保として提供する等の処分はできないものとする。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

加盟店は、加盟店の代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者、従業員または代理人もしくは媒介をする者その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず、かつ将来に亘つても該当しないことを確約するものとする。

2 加盟店は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用すること
- ② 反社会的勢力等に対して利益提供し、又は便宜を供給するなどの関与をすること
- ③ 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること
- ④ 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、詐術・脅迫的な行為、風説の流布、偽計又は威力を用いる行為、業務妨害行為、名誉や信用を棄損する行為、その他これらに準ずる行為をすること

3 加盟店は、加盟店の下請若しくは再委託先業者（以下、「下請等」という）が反社会的勢力等に該当せず、かつ将来に亘つても該当しないことを確約するものとする。また、下請等が反社会的勢力等に該当することが契約後に判明した場合には、契約の解除その他の必要な措置を速やかに講ずるものとする。

4 加盟店は、加盟店又は下請等が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合はこれを拒否し、又は下請等をしてこれを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を当社及び代理店に報告し、当社及び代理店に必要な協力を行うものとする。

5 当社は、加盟店が本条各項に反した場合には、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができるものとする。また、本契約を解除した場合には、加盟店に損害が生じても当社は何らの賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、加盟店はその損害を賠償するものとする。

#### 第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、締結の日より1年間とし、その期間満了の日より3ヶ月前までに当社に対して、書面による更新拒絶の意思表示が無いときは、さらに同条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 当社は、加盟店において6ヶ月連続してセキュリティーマネーによる決済実績がない場合

は、本契約を解約することができるものとする。

#### 第15条（解除）

当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知または催告なくして、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 本契約に定める義務に違反した場合
- ② 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- ③ 自ら振り出した手形または小切手の不渡りを一回でも起こした場合
- ④ 裁判上の倒産処理手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行の申立てを受け、または租税滞納処分を受けた場合
- ⑥ 著しい資本減少、営業廃止、営業停止もしくは解散の決議をした場合
- ⑦ 当社および代理店に対する債務の弁済を一回でも怠った場合
- ⑧ 財政状態が悪化しまたはそのおそれがある場合
- ⑨ その他、加盟店の行為がセキュリティーマネーの業務の運営上望ましくないと当社が判断した場合

#### 第16条（契約終了の効果）

本契約が終了した場合であっても、その終了の時に既に発生している債権、債務は、履行の完了まで有効に存続するものとする。

- 2 本契約終了の際には、加盟店の費用と責任をもって、セキュリティーマネーの利用に関する資料等および第4条第4号に定める当社所定のマークを当社に返却、または当社の指示する方法により処分するものとする。
- 3 本契約終了に伴う利用者への通知は、加盟店がかかる費用と責任をもって行うものとする。
- 4 本契約終了後も、第4条第5号、第11条、第12条および第17条に定める各条項は存続するものとする。

#### 第17条（損害賠償、苦情処理等）

加盟店が、当社および代理店に対し損害を与えた場合には、これにより生じた損害を賠償するものとする。

- 2 利用者から当社に対し、不当な請求に基づき決済が行なわれた等の苦情等があった場合には、一時的に加盟店への該当金額の支払いを留保することができるものとする。また、加盟



店が不当な請求等でないことを立証できない限り、不当な請求等であったものとみなし、当社は利用代金から当該決済金額を控除または相殺の上、利用者に対して送金することができるものとする。

- 3 利用者から当社に対する前項の苦情等が引き続き発生する場合には、一時的に加盟店への支払いを留保することができるものとする。なお、本項の留保を行なう場合には、予め当社から留保金額を通知する。

#### 第18条（約款の変更）

当社は、一定の予告期間において本約款の内容の変更を加盟店に対してウェブサイト上等において通知することにより、本約款を変更することができるものとする。加盟店が予告期間の経過後もセキュリティーマネーの取り扱いを継続した場合、変更された約款を承認したものとみなす。

#### 第19条（準拠法）

本契約は、日本国の法律に基づき解釈・実施されるものとする。

#### 第20条（合意管轄裁判所）

当社、代理店および加盟店の間に本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じ東京簡易裁判所あるいは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第21条（協議事項）

本約款に定めのない事項、または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社、代理店および加盟店は、信義誠実の原則に則り協議するものとする。

以上